

### 青少年善行表彰式

#### 「家庭の日」絵画・作文・ポスター入賞者表彰式



日時 11月3日(水) 午後1時30分  
場所 五日市地域交流センターまほろばホール  
内容 青少年善行表彰式：市内在住・在学・在勤の25歳未満の方の善行をたたえ、表彰します。

作文・ポスター作品の入賞者を表彰します。

絵画・ポスターの展示  
第1次審査通過者の作品を展示します。

期間 10月29日(金)～11月4日(木) (11月1日(月)、3日(水)の午前を除く)  
場所 五日市地域交流センター3階展示室  
問合せ 生涯学習推進課 生涯学習係

### 人権擁護委員に

#### 本堂節子さん



10月1日付けで、本堂節子さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱(再任)されました。任期は平成25年9月30日までです。人権擁護委員は、人権の上相談や人権思想の普及啓発など

の活動を行っています。現在、市内の人権擁護委員は、次の6人です(50首順)。

- 伊藤宗武さん
- 岸野トシ子さん
- 本堂節子さん
- 三上裕子さん
- 渡邊光成さん
- 渡邊哲男さん

市では、毎月第4金曜日に、人権擁護委員による人権の上相談を行っています。いじめ、児童虐待、家庭内の問題、差別、嫌がらせなど日常生活での人権問題や心配ごとなどがありましたら、ご相談ください。

す。

日時 11月3日(水) 午後1時30分  
場所 五日市地域交流センターまほろばホール  
問合せ 秋川キララホール(559・750)

### 農業相談コーナーを開設



農地・農業に関する相談コーナーを市役所3階農林課に開設しました。

相談対象・内容  
耕作ができない農地(遊休農地)の今後の利用  
農業経営の拡大を考えている方  
新規就農と援農希望の方  
農地の相続税納税猶予制度に関する事  
その他、農地や農業に

### 平成22年度国勢調査調査票の提出はお済ですか



国勢調査にご協力をいただきありがとうございます。国勢調査は、すべての人と世帯が対象となる調査です。

市内では、動物による農作物への被害がたびたび発生しています。そのため、市では東京都猟友会五日市支部に委託し、「銃器」や「はこわな」を使用した有害鳥獣(農作物に被害を与



### 有害鳥獣の捕獲を行っています

有害鳥獣の捕獲を  
行っています

### 国際姉妹都市交流

#### 中学生海外派遣団がアメリカから無事帰国しました



今回で15回目となる中学

生海外派遣団(市立中学校在籍生徒6人)は、9月26日から10月6日まで国際姉妹都市のマルボロウ市(米国マサチューセッツ州)を訪問し、7日に無事帰国しました。

滞在中、団員はホストファミリーの家にホームステイしながらミドルスクールに通い、アメリカの学校生活を体験しました。派遣された中学生の貴重な体験は、今後のあきる野市の国際化推進の原動力になるものと期待されます。

問合せ 生涯学習推進課 生涯学習係(直通558・2438)

### 浄化槽を

#### お使いの皆さんへ

浄化槽は、適正に維持管理を行わないと排水処理する機能を十分に発揮することができません。浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を定めていますので、適正な使用と管理をお願いします。

保守点検 都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業です。20人槽以下のものでは4か月ごとに1回以上、21人槽以上50人槽以下のものでは3か月ごとに1回以上の保守点検が必要です。清掃 市の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業です。年に1回汚泥の汲み取りをしなればなりません。市では年1回、清掃料金の一部を負担します。ただし、公共下水道の供用を開始

### めざせ健康あきる野21

#### 健康情報「健やか」(30)

#### 体力づくりに取り組もう!

今年の夏は例年になく猛暑で、体調を崩された方も多かったのではないかと思います。これから涼しくなり、体調を取り戻すにはいい季節になります。健康を保ち、活力に満ちた明るい生活を営むための基盤になるのが「体力」です。10月は「体力づくり強調月間」で、体力向上を目指した行事が全国で行われています。

近年、生活習慣病の増加や、特に子どもの体力と運動能力の低下などが問題となつていますが、あきる野市の状況はどうでしょうか。健康増進計画「めざせ健康あきる野21」の調査でも、「家族で戶外で遊ぶことは少ない」という方が約半数でしたので、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があります。家族のみだけでなく地域ぐるみで子ど

わなない場合、その者に対して知事が受検指導、勧告をすることができません。この命令に違反した者には、30万円以下の過料に処することができるとされています。下水道接続などにより浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届け出をお願いします。

問合せ 環境課環境・緑化係、東京都多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽係(528・2692)

